

一般名処方および 長期収載品の選定について

一般名処方とは？

医師がお薬の商品名を指定せず、一般的な名称(有効成分の名称)で処方を行うことを言います。これにより有効成分や効能効果が同じであれば、先発医薬品、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の区別なく自由にお薬を選ぶことができるようになります。

また、一般名処方であれば、医薬品の安定供給が難しい状況においても、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

長期収載品の選定療養とは？

令和6年10月より長期収載品の選定療養に関する制度が開始されました。これは、患者様の希望を踏まえて長期収載品を処方した場合、後発医薬品との差額の一部を選定療養費として患者様にご負担いただく制度です。ただし、医師が医療上の必要性を判断した場合や、後発医薬品の供給が困難な場合は対象外となります。ご不明な点は主治医または薬剤師へご相談ください。

長期収載品とは？

後発品のある先発医薬品のことで、後発品収載から5年以上経過しているものや、後発品置換率が50%以上のものなどの要件に該当する医薬品です。なお、対象医薬品は厚生労働省のホームページで公開されています。

選定療養とは？

保険診療と保険外診療を併用できる制度のひとつであり、保険外診療にあたるものです。保険給付ではないため、消費税が別途かかります。